

## 三重県上野市 養護盲老人ホーム梨の木園



### 1. 火災の特色

当ホームは養護盲老人ホームであり、出火時67人の全盲者と20人の職員がいた。火災は暖房設備の改修中、吸気ダクトの切断を行うためのアセチレン溶断機の炎がダクト内のウレタンフォームに着火したために発生した。本火災は、火災が拡大したにもかかわらず死傷者を出さなかったのは、職員の適切な避難誘導と消防団及び近隣住民の協力体制が効を奏したことによるものである。

### 2. 出火日時等

#### (1) 出火日時

昭和63年10月5日(木)9時37分頃

#### (2) 覚知時間（覚知方法）

昭和63年10月5日(木)9時47分（119番通報）

#### (3) 鎮火時間

昭和63年10月5日(木)11時30分

### 3. 火元の概要

#### (1) 所在地

三重県上野市朝屋734番地

#### (2) 火元建物等の名称

養護老人ホーム梨の木園

(3) 火元建物の構造等

① 建築年月日

昭和46年 7月

② 増改築の状況

昭和49年 6月

③ 建物用途

老人ホーム（6 項口）

④ 構造

鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建（一部平屋建）

簡易耐火構造 2階建（一部平屋建）

⑤ 面積

建築面積：1,201.01m<sup>2</sup>

延べ面積：1,909.42m<sup>2</sup>

⑥ 収容人員等

ア 定員 70名

イ 入園者 67名

⑦ 出火時の在館者等

20名（隣接の第2梨の木園には17名の在館者がいた。）

⑧ 建築物階層別用途及び面積

| 階 | 用 途        |
|---|------------|
| 2 | 居室、娯楽室等    |
| 1 | 食堂、居室、事務室等 |

(4) 消防用設備等の設置状況

① 消火設備

消火器、屋内消火栓設備

② 警報設備

自動火災報知設備、非常放送設備

③ 避難設備

誘導灯、避難器具

④ 消火活動上必要な施設

なし

(5) 防火管理の状況

① 防火管理者

昭和63年 7月29日選任

② 消防計画

昭和63年7月29日届出

③ 避難訓練の実施状況

毎年2回以上の訓練は実施していた。昭和63年4月には非常放送設備を活用して近隣者による避難誘導訓練を総合的に実施。

#### 4. 気象状況

(1) 天候

雨

(2) 風位、風速

風速：0m/s

(3) 気温、湿度

気温：6.4°C、湿度：85.4%

(4) 気象注意報等

なし

#### 5. 出火原因

(1) 発火源

アセチレン溶断機の炎

(2) 経過

吸気ダクトの切斷を行った際、ダクト内部のウレタンフォームに炎が接炎

(3) 着火物

ウレタンフォーム

#### 6. 損害状況

(1) 人的被害状況

① 死者

なし

② 負傷者

なし

(2) 物的損害状況

① 火元建物

ア 焼損程度 全焼

イ 焼損面積 1,120m<sup>2</sup> (1階：733m<sup>2</sup>、2階：387m<sup>2</sup>)

ウ 損害額 110,057千円

② 類焼建物

なし

#### 7. 火災の経過（火災の様態）

(1) 出火場所の状況

1階西側の中央部ポイラ室で6人が暖房設備の改修工事中を行っていた。

(2) 出火に至るまでの状況

暖房方式を温風循環式から温水循環式に変更するための吸気ダクトを解体中、使用したアセチレン溶断の炎がダクト内に保温用として施工されていたウレタンフォームに着火した。

(3) 火災発見の経緯

9時40分頃管理事務所にいた職員が、自動火災報知設備のベルの鳴動を聞き、廊下に出てみると食堂に通じる廊下に煙が充満していた。

(4) 消防機関への通報状況

火災発見者である職員が管理事務所内の非常通報装置の緊急ボタンを押し、消防本部へ通報した。

(5) 初期消火の状況

解体作業をしていた作業員（6名の内2名）が粉末消火器で消火を試みたが、室内側の吸気ダクトの奥まで延焼していたため消火できなかった。

また、職員が入所者を避難させたあと、1階（2カ所）と2階（1カ所）の屋内消火栓設備を操作したが、消火できなかった。

(6) 火災拡大の状況

着火したウレタンフォームより室内吸気ダクト内の奥に延焼し さらに木製ガラリ、内装合板、天井へと延焼拡大した。

(7) 避難の状況

職員及び暖房工事員等により、1階の者はそれぞれ出入口又は窓から、2階の者はスロープを使用し戸外へ避難させた。

(8) 自衛消防隊の活動状況

9時40分頃火災を発見した職員が、非常放送設備を使用して全館に出火を知らせるとともに、寮母が大声で火災を知らせた。

宿直者（2名）が帰る直前であったため「梨の木園」の職員20名と「第2梨の木園」の職員20名で3ブロックの居室部分（28部屋）に入所していた67名の老人を避難させた。この時間帯は、朝の体操の直後でまだ廊下等にいた老人も多く、歩行困難の老人は職員が背負ったり抱きかかえたりして、また歩行のできる老人は職員の誘導に従いお互いの服をつかんだり、手をつなないだり手すりを伝わったりして2階の避難用スロープから、また、1階の人は各出入口から避難した。

また、消防団、近隣住民との間に、非常時の連絡体制及び避難誘導の協力体制が話し合われており、出火時には消防団、近隣住民も駆け付け、避難誘導に協力した。この結果、消防隊到着時には避難誘導は完了していた。

(9) 死者の状況

なし

## 8. 消防機関の活動状況

(1) 出動隊等

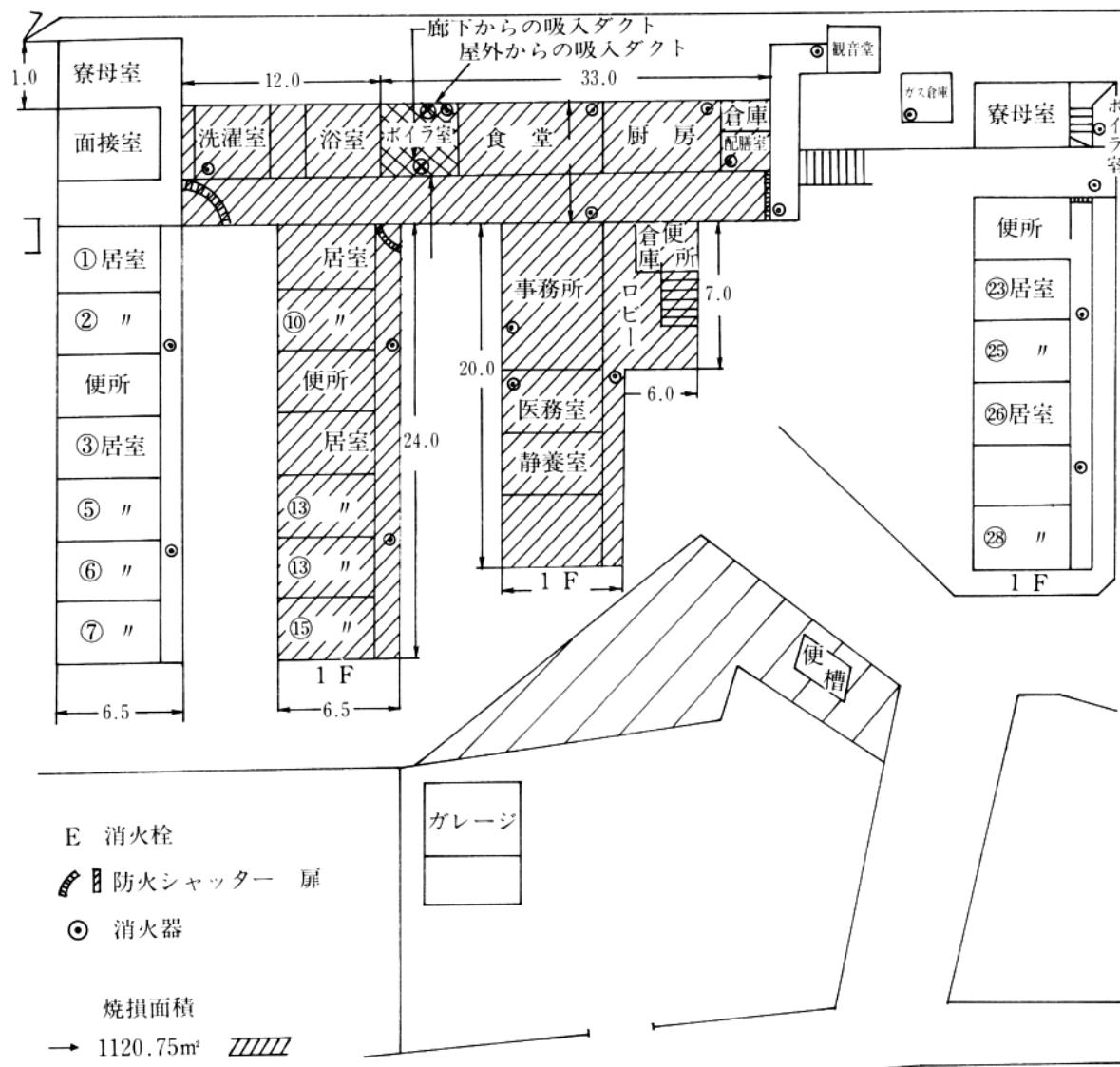
- ① 出動車両  
常備 10台、非常備 6台
  - ② 出動人員  
常備 43名、非常備 107名
- (2) 消防機関の消火、救助活動の状況
- ア 消火活動  
タンク車は火点直近に部署し2線延長し消火、延焼防止にあたった。
  - イ 救助活動  
救助工作車の隊長は、現場到着時に火元関係者から「入所者は、全員避難し、要救助者はいない」との情報を得たが、直ちに空気呼吸器を着装し、人命検索にあたった。

## 9. 問題点・教訓

- (1) 屋内消火栓設備の非常電源が設置されておらず、改修指示を行っていたところであり、63年12月末までに屋内消火栓設備に変えて、スプリンクラー設備を設置することになっていたものである。
- (2) 工事の施工に際して、工事中の安全計画書が提出されていなかった。しかし、避難誘導については、的確に行われたものである。
- (3) 地元消防団、近隣住民との間に、非常時の連絡体制及び避難誘導の協力体制が話し合われて総合訓練を行っており、この火災でいち早く駆け付けて避難誘導に協力している。消防機関からの距離が遠く、消防隊が早期に到着することが期待できない施設では、このような協力体制がより有効となる。
- (4) 消防機関の指導により職員の防火意識が高く、繰り返し訓練が行われていたことが全員の安全避難につながった。

## 10. 資料

図一1 梨の木園 1階平面図



図一2：出火場所断面図

